

住民説明会の開催に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、軽井沢町住民等参画推進に関する指針（以下「指針」という。）第9の規定に基づき、同第3第1項第2号に規定する住民説明会の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表)

第2 実施機関は、住民説明会を開催しようとするときは、開催予定期日の10日前までに開催の日時及び場所その他住民説明会の開催に関し必要な事項を公表するものとする。

第3 指針第6第2項に規定するもののほか、実施機関は、住民説明会の開催日時及び場所並びに住民説明会に参加した者の数その他必要な事項を公表するものとする。

(委任)

第4 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この基準は、令和5年10月1日より施行する。